



手続き・申請

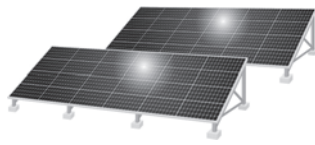
償却資産の申告をお願いします

伊奈庁舎税務課 ☎ 58・2111 (内線2302)

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業で使用することができ、償却資産にも課税されます。償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営し



アパートなどの外構工事など



事業用ソーラーパネル

毎年1月1日現在、償却資産を所有している方は、その年の1月31日までに申告することが法律で義務付けられています。

▼申告が必要な方

○令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人

○令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▼申告期限 1月31日(金)

▼提出先 伊奈庁舎税務課

▼申告方法 電子申告(eLT AX)または申告書などの提出による申告

▼提出物 申告書による申告の場合は、次の書類を提出してください。

○申告書

○種類別明細書(全資産、増加資産用)

○種類別明細書(減少資産用)

※昨年度申告している方は、11月中旬頃に案内書等を送付する予定です。なお、申告書などの様式は市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

150万未満は非課税

申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円未満のときは、課税されません。



お知らせ

スマホでらくらく確定申告

伊奈庁舎税務課 ☎ 58・2111 (内線2305)

ID・パスワードを取得してスマホから確定申告しよう

今まではe-Tax(電子申告)を利用するにはマイナン

バーカードとICカードリーダーが必要でしたが、平成31年1月からは事前に取得したID・パスワードがあれば、手軽にe-Taxでの申告が可能となりました。

また、給与所得や公的年金などの雑所得の方で医療費控除などのできるようになります。

■スマホ申告とは？
スマートフォン(タブレット含む)に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。

■利用対象となる申告内容
給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が対象になります。
医療費控除やふるさと納税(寄附金控除)をはじめ、すべての所得控除に対応しています。

■ID・パスワード発行会のお知らせ
スマホ申告には事前に①ID(利用者識別番号)と②パスワード(暗証番号)の取得が必要になります。

ID・パスワードは税務署で発行していますが、左記の日程で市内の会場でも、ID・パスワードが発行できます。この機会にぜひ、取得してみてください。

■日程
①12月9日(月) 午後1時30分～3時30分 伊奈庁舎2階 会議室3
②12月20日(金) 午後1時30分～3時30分 みらい平コミュニケーションセンター和室1・2

▼持参するもの 運転免許証など本人確認ができる書類
※過去にe-Taxや税務署で確定申告を行い、すでにID(利用者識別番号)をお持ちの方はその番号がわかる書類

【スマホ申告の問い合わせ】
e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570・31・5901

※詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。
【ID・パスワード発行会の問い合わせ】
伊奈庁舎税務課 ☎ 58・2111 (内線2305)

■償却資産の対象となるもの(主な業種別の例)

共通	パソコン、コピー機、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付きを含む)、日よけなど
医(歯科)業 獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容業 美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど

※土地や建物で課税されるものは除く